

消費税・地方消費税が10%になりました。

なぜ税率が上がる？

高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。税率引き上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

何に使われる？

引き上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

影響は？

軽減税率制度の実施やプレミアム付商品券、自動車や住宅の購入等支援、キャッシュレス決済でのポイント還元など、家計と景気、両方の視点から対策がなされます。

軽減税率制度をご存じですか。

軽減税率(8%)	対象外(10%)
飲食料品(食品表示法に規定する食品) ※下記のものは対象 <ul style="list-style-type: none"> ●テイクアウト・宅配など ●有料老人ホームなどで行う飲食料品の提供 ●一体資産(おもちゃ付きお菓子など)のうち食品の価格割合が3分の2以上かつ1万円以下のもの 	その他のもの ※下記の飲食料品は対象外 <ul style="list-style-type: none"> ●レストランなどの外食 ●ケータリングなど ●酒類 ●左記以外の一体資産 医薬品・医薬部外品
新聞 同じ題号を使って、政治・経済・社会・文化などの一般社会的事実を掲載するもの(週2回以上発行・定期購読契約)	

事業者の方へ

飲食料品の売上や、仕入れがある事業者は取引ごとの税率で区分経理を行い、どちらもある事業者については、「区分記載請求書」などの交付が必要です。

※免税事業者であっても区分記載請求書などの交付を求められる場合があります。

「区分記載請求書」の記載事項(追加項目)

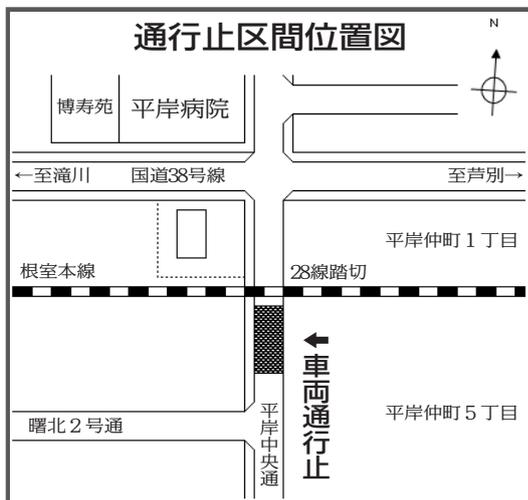
- 軽減税率の対象品目である旨(「※」印などをつけることにより明記)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)

軽減税率制度の問合せ

消費税軽減税率電話相談センター

☎ 0120-205-553(無料)

9時~17時(土日祝除く)



期間 10月下旬~12月中旬
 問合せ 上下水道建設係 ☎ 32-2218

雨水管新設工事のため、ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をお願いします。



平岸中央通 一部 車両通行止め

※歩行者は通行できます。

国の低所得者支援

介護保険料の軽減

問合せ
介護保険係 ☎32-2217

消費税引き上げに伴い、社会保障充実の一つとして、低所得者の介護保険料の軽減が強化されます。

今回の改正で、軽減対象が所得段階の第1段階から第3段階まで拡大され、介護保険料が軽減されます。

所得段階別の対象者	従来	10月から	軽減額
第1段階 生活保護受給者 世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者または前年の本人年金収入などが80万円以下の方	年間保険料 28,500円 保険料率 基準額 × 0.45	年間保険料 23,700円 保険料率 基準額 × 0.375	<u>4,800円軽減</u>
第2段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の本人年金収入などが80万円を超え、120万円以下の方	年間保険料 44,300円 保険料率 基準額 × 0.70	年間保険料 38,000円 保険料率 基準額 × 0.60	<u>6,300円軽減</u>
第3段階 世帯全員が住民税非課税で、前年の本人年金収入などが120万円を超える方	年間保険料 47,500円 保険料率 基準額 × 0.75	年間保険料 45,900円 保険料率 基準額 × 0.725	<u>1,600円軽減</u>

国の低所得者・子育て支援

赤平市プレミアム付商品券

広報あかびら8月号で本事業についてお知らせしましたが、新たに直通電話を設置いたしました。「赤平市プレミアム付商品券」に関するお問い合わせは右記の電話番号にお願いします。

問合せ直通電話
プレミアム付商品券事業担当
(市役所地域福祉係)

☎32-5551

※つながらない場合は☎32-2216

加盟店・施設 ※9月17日現在

■ 商店

まごころ商品券が使えるお店で利用可能

購入引換券の交付要件など、詳細は広報あかびら8月号6ページをご覧ください。

■ 保健医療機関・介護保健サービス施設
(保険適用の自己負担分のみ対象)

- 赤平薬局
- 平岸病院
- ひらぎし薬局
- 調剤薬局ツルハドラッグ赤平店
- 介護老人保健施設 博寿苑

本事業の商品券のみ使えます。
※まごころ商品券は使えません。



注意

本事業は、毎年、赤平商工会議所が実施している「スーパープレミアム付まごころ商品券」とは別の事業です。